

取 扱 注 意		
記 事 解 禁 日 指 定		
新聞	6月20日	以後解禁
ラジオ	}	6月20日0時以後解禁
テレビ		
ネット		

令和7年6月17日

報道機関各位

青森県観光交流推進部
県産品販売・輸出促進課長

「青森（清酒）」の地理的表示（G I）指定に係る知事表敬を行います

青森県の清酒が国の「地理的表示（G I）」に指定されたことを報告するため、青森県酒造組合が下記のとおり知事を表敬訪問しますので、取材してくださるようお願いいたします。

記

1 日 時

令和7年6月20日（金） 12：00～12：10

2 場 所

第二応接室

3 表敬者

青森県酒造組合

会 長	稲本 修明 ^{いなもと しゅうめい}	（鳩正宗（株） 代表取締役）
副 会 長	西田 司 ^{にしだ つかさ}	（（株）西田酒造店 代表取締役）
技術委員会委員	河合 貴弘 ^{かわい たかひろ}	（六花酒造（株） 取締役杜氏）

4 取材について

表敬終了後、県政記者会見室（東棟3階）で、青森県酒造組合による記者会見を行います。（12：30～13：30を予定）

報道機関用提供資料		
担当課	観光交流推進部県産品販売・輸出促進課	
担当者	宣伝・販売グループ GM 泉 幸一郎	
電話番号	直通	017-734-9607
	内線	4947
報道監	観光交流推進部 理事 藤森 洋貴	

(参考資料)

1 酒類の地理的表示（G I）制度について

お酒について、「正しい産地」であることと、「一定の基準」を満たして生産されたことを示す制度で、平成7年に創設。国税庁長官の指定を受けることで、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる。

G Iの導入により、「地域ブランド」としての付加価値向上、他製品との差別化及び模造品の流通防止が期待される。

2 「青森（清酒）」の地理的表示（G I）について

- (1) 告示日：令和7年6月20日（金）
- (2) 申立者：地理的表示青森管理協議会
(会長 稲本 修明)
- (3) G Iの名称：青森
- (4) 酒類区分：清酒
- (5) 原料及び製法に関する事項（基準）
 - ・ 米及び米麴に青森県内で収穫した米のみを用いたもの
 - ・ 水に青森県内で採水した水のみを用いたもの
 - ・ 青森県内において製造したもの

他県の指定状況（清酒）

令和7年5月現在、計18産地（県域及び地域）が指定（国税庁長官）。東北地方では、県域での指定として山形県、岩手県に続き、青森県は3例目。

3 G I 認定商品について（予定）

初回認定は、書類確認を経て、令和7年7月22日に官能検査が行われ、同日に公表予定。合格となった銘柄が、G I 認定酒として販売。

(参考) 青森県の地理的表示（農林水産物）

- ・ 青森カシス
- ・ 十三湖産大和しじみ
- ・ 小川原湖産大和しじみ
- ・ つるたスチューベン
- ・ 大鰐温泉もやし
- ・ 清水森ナンバ
- ・ 青森の黒にんにく